

平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成24年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の設計に係る契約に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

- | | |
|--------------------------|------|
| （1）電気の調達 | 該当無し |
| （2）自動車の購入及び賃貸借に係る契約 | 該当無し |
| （3）船舶の調達 | 該当無し |
| （4）省エネルギー改修事業に係る契約 | 該当無し |
| （5）建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務 | |

【国立歴史民俗博物館】

平成24年度においては、国立歴史民俗博物館共同研究棟（連携融合）新営設計業務について、省エネルギー及び温室効果ガス等の排出削減に配慮した技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を採用した。